成年後見登記に関する証明書についてのお知らせ

- 「登記されていないことの証明書」などの成年後見登記に関する証明は，支局では取り扱っておりません。
  当局戸籍課へお越しいただくか，東京法務局民事行政部後見登録課へ郵送でご請求ください。
  ※全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口でもご請求いただけます。

- 「請求される方」の本人確認書類を窓口で提示していただいています。運転免許証，健康保険証，パスポート，個人番号カード等をご用意ください。

- ご本人（証明を受ける方や成年後見人）以外の方が証明書を請求される場合は，委任状などが必要になります。

詳しくは，法務省ホームページをご覧いただくか，当課へお問合せください。
ないこと証明 で検索できます
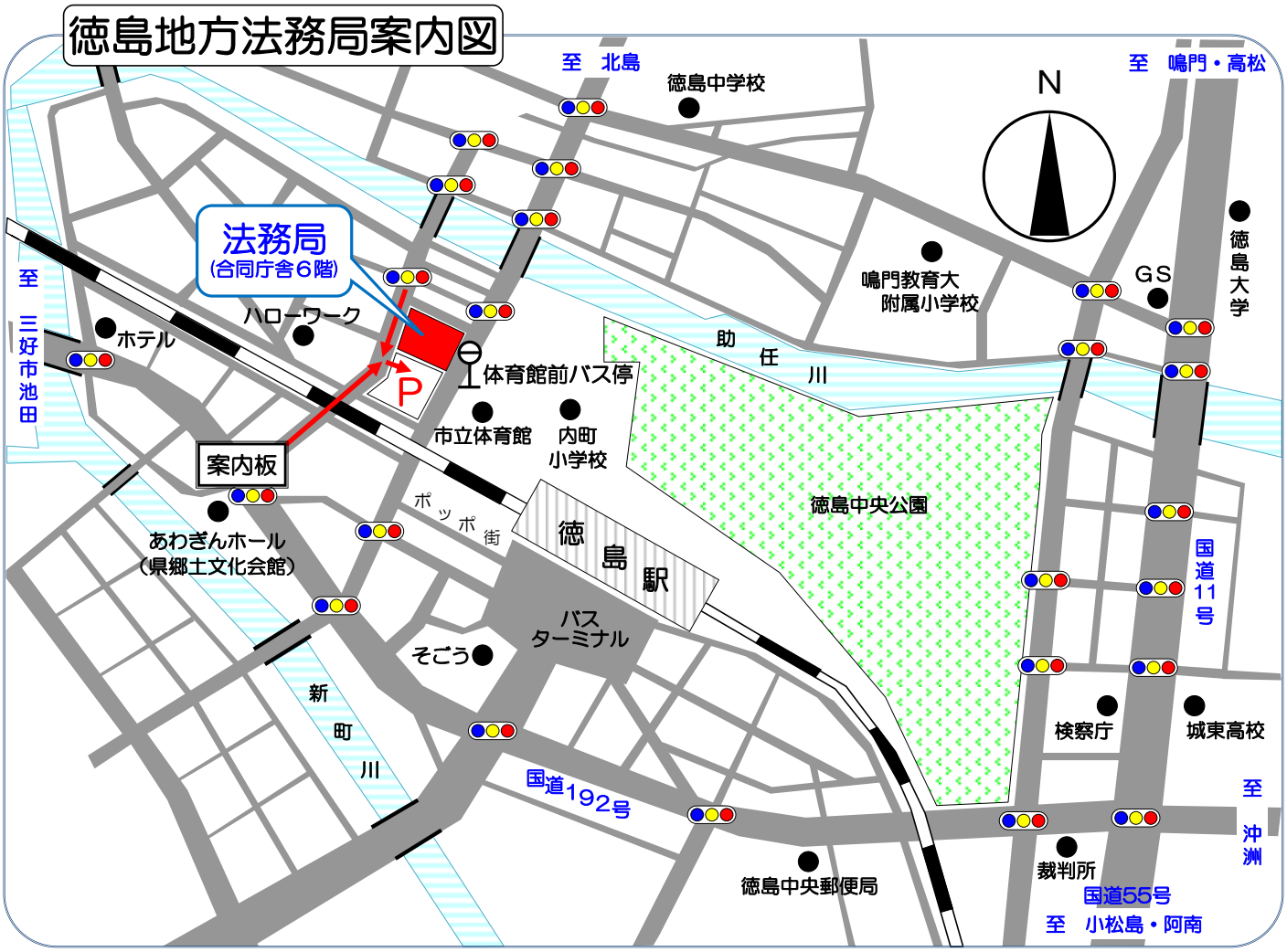
徳島市徳島町城内６－６
徳島地方法務局戸籍課
Tel ０８８－６２２－４１７１
（自動音声案内　２番）